

公益社団法人日本口腔外科学会 会員証カード規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本口腔外科学会（以下、「本学会」という。）が発行する。会員証カード（以下、「会員証」という。）に関する発行及び管理について規定することを目的とする。

(会員証の貸与)

第2条 会員証は、本学会が会員本人に対し貸与するものとする。

2 会員証上には、会員氏名、会員番号、会員番号のバーコード等の会員情報を表記する。

(会員証の管理)

第3条 会員証の所有権は本学会に帰属する。会員は、善良なる管理者の注意をもって会員証を使用・管理しなければならない。

2 会員は、いかなる他者に対しても、会員証を貸与、預託、譲渡してはならない。

3 会員は、会員証を紛失した場合又は盗難にあった場合には、速やかに本学会事務局に届け出なければならない。

(会員証の利用)

第4条 会員は、本学会主催の各種事業への参加の際、会員本人確認・認証のため、必ず会員証を携行し、本学会専門医等規則に定める単位登録のための登録手続きを行う。また、主催者が求めた場合には提示しなければならない。

(会員証の再発行)

第5条 本学会は、会員証の紛失、盗難、破損、汚損等又は不具合により会員が申請した場合で、合理的な理由があると認められる場合には、会員証を再発行するものとする。

2 会員証の再発行は、会員が本学会所定の様式により再発行申請書を提出し、所定の再発行手数料を支払うものとする。

なお、「会員証カード再発行申請書」及び再発行手数料は別に定める。

3 会員が改姓し、改姓後の会員証の発行を希望する場合は、改姓後の会員証を発行するものとする。この場合、旧姓の会員証の返却により再発行手数料を免除する。

(会員証の返却)

第6条 会員は、本学会を退会した場合、直ちに会員証を本学会に返却するものとする。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の承認によって変更することができる。

附 則

この規程は、2015年8月3日から施行し、2015年7月1日から適用する。